



発行 新潟県

第70号

令和3年9月10日

毎週火(祝日のときは翌日)、金曜発行

目 次

規 則

51 新潟県家畜取引法施行細則の一部を改正する規則(食品・流通課)

告 示

- 1026 介護保険法による指定居宅サービス事業者又は指定介護予防サービス事業者の事業廃止届(高齢福祉保健課)
- 1027 身体障害者福祉法による医師の指定辞退(障害福祉課)
- 1028 入会林野整備計画の縦覧(林政課)
- 1029 保安林の指定(治山課)
- 1030 保安林の指定解除予定(治山課)
- 1031 土地改良区役員の就任及び退任届(農地計画課)
- 1032 土地改良区の定款変更認可(農地計画課)
- 1033 公共測量の実施通知(監理課)
- 1034 公共測量の実施通知(監理課)
- 1035 公共測量の実施通知(監理課)
- 1036 新潟県建設工事入札参加資格審査規程の一部改正(監理課)
- 1037 道路の区域変更(道路管理課)

病院局公告

- 特定調達契約の落札者等(病院局経営企画課)
- 特定調達契約の落札者等(病院局経営企画課)
- 一般競争入札の実施(病院局業務課)

選挙管理委員会告示

50 直接請求を行う場合に必要な選挙権を有する者の数(選挙管理委員会)

雑 報

一般競争入札の実施(大学・私学振興課)

正 誤

令和3年6月25日付け県報第49号新潟海区漁業調整委員会指示第6号中(新潟海区漁業調整委員会)

令和3年6月25日付け県報第49号新潟海区漁業調整委員会指示第7号中(新潟海区漁業調整委員会)

規 則

新潟県家畜取引法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年9月10日

新潟県知事 花角 英世

新潟県規則第51号

新潟県家畜取引法施行細則の一部を改正する規則

新潟県家畜取引法施行細則（昭和31年新潟県規則第78号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
(登録の基準) 第4条 法第5条第5号の基準により法第3条の登録の申請者が次の各号の <u>いずれかに</u> 該当するときは、同条の登録は行わない。 (1)・(2) (略) (3) <u>破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者</u>	(登録の基準) 第4条 法第5条第5号の基準により法第3条の登録の申請者が次の各号の <u>一に</u> 該当するときは、同条の登録は行わない。 (1)・(2) (略) (3) <u>禁治産者、準禁治産者又は破産者</u>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。



◎新潟県告示第1026号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項（又は第115条の5第2項）の規定により、指定居宅サービス事業者（又は指定介護予防サービス事業者）から次のとおり事業の廃止の届出があった。

令和3年9月10日

新潟県知事 花角 英世

事業所の名称	所在地	事業者	サービスの種類	届出の受理年月日	廃止年月日
特別養護老人ホーム沖見の里	新潟県上越市牧区大月252番地	社会福祉法人まきむら福祉会	短期入所生活介護 介護予防短期入所生活介護	令和3年7月30日	令和3年8月31日

◎新潟県告示第1027号

身体障害者福祉法施行令（昭和25年政令第78号）第3条第2項の規定により、次の医師は、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定による医師の指定を辞退した。

令和3年9月10日

新潟県知事 花角 英世

氏名	担当する医療の種類	従事する病院又は診療所の名称	所在地	辞退年月日
小澤 寛二	内科・小児科	長岡療育園	長岡市深沢町字高寺2278番地8	H22. 7. 16
星 允	神経内科	星医院	五泉市本町4丁目1の5	R3. 7. 5

◎新潟県告示第1028号

入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律（昭和41年法律第126号）第6条第1項の規定により、堀越山入会林野整備組合代表者石塚太一から申請のあった堀越山入会林野整備計画について、その申請を適当と決定したので関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和3年9月10日

新潟県知事 花角 英世

- 1 縦覧に供する書類の名称
堀越山入会林野整備計画書
- 2 縦覧の期間
令和3年9月10日から令和3年10月9日まで
- 3 縦覧の場所
新潟県農林水産部林政課及び阿賀野市役所
- 4 その他
この告示に係る決定に対して異議がある者は、縦覧期間の満了の日の翌日から起算して30日以内に知事に申し出ることができる。

◎新潟県告示第1029号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定をする。

令和3年9月10日

新潟県南魚沼地域振興局長

- 1 保安林の所在場所
新潟県十日町市小出字下川原癸616、癸618、癸623、癸624の1
- 2 指定の目的
なだれの危険の防止
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県南魚沼地域振興局農林振興部及び十日町市役所に備え置いて縦覧に供する。）

◎新潟県告示第1030号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨の通知があった。

令和3年9月10日

新潟県知事 花角 英世

- 1 解除予定保安林の所在場所
新潟県糸魚川市大字北山字セト4820の丑（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由
指定理由の消滅
（「次の図」は、省略し、その図面を新潟県農林水産部治山課及び糸魚川市役所に備え置いて縦覧に供する。）

◎新潟県告示第1031号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、上越市の和田土地改良区から次のとおり役員が就任及び退任した旨の届出があった。

令和3年9月10日

新潟県上越地域振興局長

- 1 就任
理事 上越市大字木島624番地 小林 春男
(理事長)

〃	妙高市国賀二丁目1番28号	饒村 勝也
〃	〃 広島二丁目8番8号	鹿島 春男
〃	上越市大字島田1238番地	佐藤 重幸
〃	〃 大字下箱井273番地の1	植木 進
〃	妙高市柳井田町三丁目4番31号	古川 利雄
〃	上越市大字石沢1061番地	近藤 弘和
〃	〃 大和二丁目6番31号	山本 好夫
〃	〃 大和三丁目18番15号	藤本 博之
監事	〃 大字上箱井180番地	植木 良一
〃	〃 大字西田中136番地1	倉 育夫
〃	〃 大字稲荷964番地1	白倉 靖雄

就任年月日 令和3年8月30日

2 退任

理事	上越市大字木島624番地	小林 春男 (理事長)
〃	妙高市国賀二丁目1番28号	饒村 勝也
〃	〃 広島二丁目12番1号	宮川 一男
〃	上越市大字島田1238番地	佐藤 重幸
〃	〃 大字下新田130番地1	麦谷 勝大
〃	妙高市柳井田町二丁目11番25号	霜鳥 勝利
〃	上越市大字石沢883番地の1	横田 博之
〃	〃 大和2丁目6番31号	山本 好夫
〃	〃 大和3丁目11番1号	石平 進
監事	妙高市栗原3丁目8番地10号	内山 恒治
〃	上越市大字中箱井85番地	松崎 一雄
〃	〃 大字稲荷964番地1	白倉 靖雄

退任年月日 令和3年8月29日

◎新潟県告示第1032号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、三条市の三条土地改良区の定款の変更を令和3年9月1日認可した。

令和3年9月10日

新潟県三条地域振興局長

◎新潟県告示第1033号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、新潟県長岡地域振興局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和3年9月10日

新潟県知事 花角 英世

- 1 作業種類 公共測量(県営中山間地域総合整備事業 八手地区(稲川、田中換地区)確定測量)
- 2 作業期間 令和3年9月6日から令和4年3月10日まで
- 3 作業地域 新潟県三島郡出雲崎町稲川、田中地内

◎新潟県告示第1034号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、農林水産省北陸農政局信濃川水系土地改良調査管理事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和3年9月10日

新潟県知事 花角 英世

- 1 作業種類 公共測量(基準点測量)
- 2 作業期間 令和3年9月13日から令和3年12月15日まで

3 作業地域 新潟県三条市

◎新潟県告示第1035号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省北陸地方整備局湯沢砂防事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和3年9月10日

新潟県知事 花角 英世

- 1 作業種類 公共測量（航空レーザ測量）
- 2 作業期間 令和3年8月31日から令和4年1月12日まで
- 3 作業地域 魚沼市、長岡市、三条市、津南町、湯沢町

◎新潟県告示第1036号

新潟県建設工事入札参加資格審査規程（昭和58年12月新潟県告示第3296号）の一部を次のように改正し、改正後の別記建設工事入札参加資格審査事項の規定は、令和4年度の建設工事の一般競争入札、指名競争入札及び随意契約の協議に参加する者の資格審査から適用する。

令和3年9月10日

新潟県知事 花角 英世

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動号」という。）に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動後号」という。）が存在する場合には当該移動号を当該移動後号とし、移動号に対応する移動後号が存在しない場合には当該移動号（以下「削除号」という。）を削る。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の表示を除く。以下「改正後部分」という。）に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び削除号を除く。以下「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(資格審査の申請)</p> <p>第3条 資格審査を受けようとする者は、別に定める申請書及び次に掲げる添付書類（以下この章において「申請書類」という。）を知事に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) (略)</p> <p>2 申請書類の提出部数は、正本1部、副本2部とする。ただし、<u>新潟県に主たる営業所（法第3条第1項に規定する営業所をいう。以下同じ。）を有する者（以下「県内建設業者」という。）以外の者（以下「県外建設業者」という。）にあつては、</u>正本1部、副本1部とする。</p> <p>別記（第6条、第16条関係） 建設工事入札参加資格審査事項 競争入札等に参加する者の資格審査事項は、次のとおりとする。</p>	<p>(資格審査の申請)</p> <p>第3条 資格審査を受けようとする者は、別に定める申請書及び次に掲げる添付書類（以下この章において「申請書類」という。）を知事に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p><u>(5) 新潟県に主たる営業所（法第3条第1項に規定する営業所をいう。以下同じ。）を有する者（以下「県内建設業者」という。）以外の者（以下「県外建設業者」という。）にあつては、法第27条の26第2項及び第3項に規定する書類の写し</u></p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) (略)</p> <p>(8) (略)</p> <p>2 申請書類の提出部数は、正本1部、副本2部とする。ただし、<u>県外建設業者にあつては、</u>正本1部、副本1部とする。</p> <p>別記（第6条、第16条関係） 建設工事入札参加資格審査事項 競争入札等に参加する者の資格審査事項は、次のとおりとする。</p>

<p>1 (略)</p> <p>2 主観的事項</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>社会貢献活動等の状況 次のアからキまでに掲げる事項の該当の有無</u> ア～オ (略)</p> <p><u>カ 個人番号カードの取得又は交付申請の状況 別に定める従業者(以下カにおいて「従業者」という。)の数に対する行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カードの交付を受けている従業者及び交付の申請をした従業者で交付を受けていないものの数を合計した数の割合が10分の7以上であること。</u></p> <p><u>キ 協力雇用主の登録状況 新潟保護観察所が行う協力雇用主制度に基づく協力雇用主の登録</u></p> <p>(5)・(6) (略)</p>	<p>1 (略)</p> <p>2 主観的事項</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>社会貢献活動の状況 次のアからオまでに掲げる事項の該当の有無</u> ア～オ (略)</p> <p>(5)・(6) (略)</p>
---	--

◎新潟県告示第1037号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県三条地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和3年9月10日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 289号
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
燕市東太田字東門三郎2843番3から 同市井土巻五丁目171番まで	新	(A)9.6～44.2メートル	3,600.0メートル
燕市小高字稲場廻り1907番から 同市井土巻五丁目171番まで		(B)12.0～67.2メートル	1,910.4メートル
燕市東太田字東門三郎2843番3から 同市井土巻五丁目171番まで	旧	(A)9.6～44.2メートル	3,600.0メートル
燕市小高字新田940番4から 同市井土巻五丁目171番まで		(B)12.0～67.2メートル	1,355.9メートル

備考 上記(A)及び(B)は、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

病院局公告

特定調達契約の落札者等について(公告)

特定調達契約について落札者を決定したので、新潟県病院局の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める

規程（平成7年新潟県病院局管理規程第17号）第15条の規定により、次のとおり公告する。

令和3年9月10日

新潟県立中央病院長 長谷川 正樹

- 1 調達物品及び数量
注射薬払出システム 一式
- 2 契約に関する事務を担当する機関の名称及び住所
新潟県立中央病院
新潟県上越市新南町205番地
- 3 調達方法
購入
- 4 契約方法
一般競争入札
- 5 落札決定日
令和3年8月27日
- 6 落札者の氏名及び住所
クロスウィルメディカル株式会社
新潟県新潟市東区紫竹卸新町1808番地22
- 7 落札価格
142,000,000円
- 8 入札公告日
令和3年9月10日
- 9 落札方式
最低価格

特定調達契約の落札者等について（公告）

特定調達契約について落札者を決定したので、新潟県病院局の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成7年新潟県病院局管理規程第17号）第15条の規定により、次のとおり公告する。

令和3年9月10日

新潟県立中央病院長 長谷川 正樹

- 1 調達物品及び数量
多用途透析用監視装置 一式
- 2 契約に関する事務を担当する機関の名称及び住所
新潟県立中央病院
新潟県上越市新南町205番地
- 3 調達方法
購入
- 4 契約方法
一般競争入札
- 5 落札決定日
令和3年8月27日
- 6 落札者の氏名及び住所
クロスウィルメディカル株式会社
新潟県新潟市東区紫竹卸新町1808番地22
- 7 落札価格
70,000,000円
- 8 入札公告日
令和3年9月10日
- 9 落札方式
最低価格

一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、輸液ポンプの賃貸借について、次のとおり一般競争入札を行う。

令和3年9月10日

新潟県病院事業管理者 藤山 育郎

1 入札に付する事項

(1) 品名及び数量

輸液ポンプ 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期限

令和3年9月30日(木)

(4) 納入場所

新潟県立坂町病院

新潟県立加茂病院

新潟県立十日町病院

新潟県立吉田病院

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 新潟県知事から指名停止措置を受け、指名停止期間中の者でないこと。

(3) 会社更生法(平成14年法律第154号)による更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(4) 民事再生法(平成11年法律第225号)による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(5) 新潟県暴力団排除条例第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

3 入札説明書の交付場所等

(1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 950-8570

新潟県新潟市中央区新光町4番地1

新潟県病院局業務課

電話番号 025-280-5557

(2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

(3) 入札参加資格確認申請書及び応札仕様書の提出期限

令和3年9月15日(水)午後5時15分

4 入札、開札の日時及び場所

令和3年9月17日(金)午後2時00分

新潟県庁行政庁舎16階入札室

5 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

見積もる契約金額(機器一式の1ヶ月当たりの賃貸借料)に12を乗じて得た金額の100分の5に相当する金額以上の金額を納付すること。ただし、新潟県病院局財務規程(昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。)第196条第3項第1号に該当する場合は免除する。

(3) 契約保証金

契約金額(機器一式の1ヶ月当たりの賃貸借料)に12を乗じて得た金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、規程第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は免除する。

(4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、新潟県病院局の交付する入札説明書に基づき入札参加資格確認申請書及び応札仕様書を作成し、前記3(3)により提出しなければならない。

なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

提出された書類についての審査で不適合とされた者は入札に参加できない。

(5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。

(6) 契約書作成の要否 要

(7) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立があったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

(9) その他

ア 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)

イ 詳細は入札説明書による。

選挙管理委員会告示

◎新潟県選挙管理委員会告示第50号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項の規定による請求を行う場合に必要な選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに同法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による請求を行う場合に必要な選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は次のとおりである。

令和3年9月10日

新潟県選挙管理委員会

委員長 天井 貞

1 選挙権を有する者の総数の50分の1の数

37,579

2 選挙権を有する者の総数の、80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数

334,864

3 県議会議員の選挙区別の選挙権を有する者の総数の3分の1の数

新潟市北区	20,626
新潟市東区	38,326
新潟市中央区	49,619
新潟市江南区	19,125
新潟市秋葉区	21,555
新潟市南区	12,494
新潟市西区	43,902
新潟市西蒲区	15,975
長岡市三島郡	76,112
上越市	53,065
三条市	27,118

柏崎市刈羽郡	24,466
新発田市北蒲原郡	30,940
小千谷市	9,799
加茂市南蒲原郡	10,910
十日町市中魚沼郡	17,239
見附市	11,327
村上市岩船郡	18,445
燕市西蒲原郡	24,545
糸魚川市	11,854
妙高市	8,915
五泉市東蒲原郡	17,074
阿賀野市	11,784
佐渡市	15,288
魚沼市	10,007
南魚沼市南魚沼郡	17,687
胎内市	8,116

雑 報

一般競争入札の実施について(公告)

公立大学法人新潟県立大学物品等又は特定役務の調達手続に関する契約取扱規程第6条第1項の規定により、図書館備品等の購入について、次のとおり一般競争入札を行う。

令和3年9月10日

公立大学法人新潟県立大学 理事長 若 杉 隆 平

1 入札に付する事項

- (1) 調達案件の名称
図書館備品等の購入
- (2) 調達案件の仕様等
入札説明書及び別記仕様書による。
- (3) 納入期限
令和4年2月25日(金)までに、調達物品について確認検査を受けること。
- (4) 納入場所
新潟県立大学(新潟県新潟市東区海老ヶ瀬471番地)

2 契約条項を示す場所等

- (1) 契約条項を示す場所及び契約に関する事務を担当する組織の名称、所在地等
〒950-8680
新潟県新潟市東区海老ヶ瀬471番地
新潟県立大学教務学生支援部企画課
電話番号 025-368-8224

- (2) 入札資料の配布日時及び入札説明書等の交付場所

- ア 日 時 令和3年9月10日(金)から令和3年10月5日(火)まで(土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する祝日は除く。)の各日の午前9時から午後5時まで
- イ 場 所 新潟県新潟市東区海老ヶ瀬471番地
新潟県立大学教務学生支援部企画課
電子ファイルを希望する場合は6(9)の問い合わせ先に請求すること。

3 参加資格の確認

- (1) この一般競争入札に参加を希望する者は、次に定めるところにより「参加資格確認申請書」を提出しなければならない。
ア 提出期間 令和3年9月10日(金)から令和3年10月5日(火)まで(土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する祝日は除く。)の各日の午前9時から午後5時

まで

なお、郵送により提出する場合も令和3年10月5日(火)午後5時まで必着とする。

イ 提出場所 新潟県新潟市東区海老ヶ瀬471番地
新潟県立大学教務学生支援部企画課

(2) 参加資格の確認結果通知

ア 参加資格の確認結果については、「参加資格確認申請書」を提出した者にそれぞれ書面により通知する。

イ 参加資格が認められなかった者は、参加資格の確認結果に関する通知書に指定された日(郵送の場合は、当日消印)までの間、その理由の説明を書面(様式自由)により請求することができる。

4 入札の日時等

(1) 日 時 令和3年10月20日(水) 午前10時

(2) 場 所 新潟県新潟市東区海老ヶ瀬471番地
新潟県立大学1号館A棟1203会議室

(3) その他

ア 入札金額の記載

落札にあたり、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(その金額に1円未満の端数があるとき、当該端数金額を切り捨てた額)をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるか問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 入札回数

2回を限度とする。

5 入札に参加する者に必要な資格

本件入札に参加する者は、一の個人又は法人であって、次に掲げる要件のすべてを満たしている者でなければならない。

(1) 公立大学法人新潟県立大学契約事務取扱規程(以下「契約事務取扱規程」という。)第2条及び第3条の規定に該当しない者であること。

(2) 令和2・3・4年度新潟県物品等入札参加資格者名簿(家具)に登録されている者であること。

なお、当該競争入札に参加する資格の審査については、特定調達契約(物品の購入等)に係る競争入札参加者の資格について(公告)(令和3年4月2日新潟県報第26号)9に掲げる場所において随時申請を受け付けている。

(3) 一般建設業の内装仕上工事業の許可を有すること。

(4) 国又は地方公共団体から指名停止措置を現に受けていないこと。

(5) 国公立図書館又は大学図書館に備品の納入実績があることを証明した者であること。

(6) 本件入札に係る入札説明書の交付を受けている者であること。

(7) 3に定めるところにより、競争入札参加資格確認申請書等を提出し、本件入札に係る参加資格を有することについて公立大学法人新潟県立大学理事長から確認を受けている者であること。

(8) 新潟県暴力団排除条例に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

6 その他

(1) 契約において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨(契約当事者に関する記載部分を除く。)

(2) 入札保証金

契約金額の100分の5に相当する金額(1円未満切り上げ)以上の金額とする。ただし、契約事務取扱規程第8条第1号に該当する場合は免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額(1円未満切り上げ)以上の金額とする。ただし、契約事務取扱規程第42条第1号及び第2号に該当する場合は免除する。

(4) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

本公告に示した競争参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。その他入札説明書による。

(7) 契約の停止

当該調達に関し、政府調達に関する苦情の処理手続（平成11年6月新潟県告示第1221号）に基づく苦情申立があったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

(8) その他

この公告に定めるもののほか、本件の入札及び賃貸借契約に関しては、契約事務取扱規程その他公立大学法人新潟県立大学理事長の定める規程、日本国の関係法令の定めるところによる。

(9) 問い合わせ先

新潟県新潟市東区海老ヶ瀬471番地
 新潟県立大学教務学生支援部企画課
 電話番号 025-368-8224(直通)
 電子メール kikaku@unii.ac.jp

7 Summary

(1) Product and Quantity:

Library equipment, 1 set

(2) Submission of application for bidding participation:

Submission period:

September 10th to October 5th

9:00 a.m. to 5:00 p.m. each day

Submission address:

Planning Division

Education and Student Support Department

Public University Corporation University of Niigata Prefecture

471 Ebigase, Higashi-ku, Niigata City, Niigata 950-8680

(3) Time and place of bidding:

Starting at 10:00 a.m. October 20th, 2021

University of Niigata Prefecture Building No. 1A Conference Room 1203

471 Ebigase, Higashi-ku, Niigata City, Niigata 950-8680

(4) For further information, please contact:

Planning Division

Education and Student Support Department

Public University Corporation University of Niigata Prefecture

471 Ebigase, Higashi-ku, Niigata City, Niigata 950-8680

TEL:025-368-8224

正 誤

令和3年6月25日付け新潟海区漁業調整委員会指示第6号中

ページ	行	誤	正
13	17から18	漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定により、広域型増殖場における水産動植物の保護育成を図るため、次のとおり水産動植物の採捕を禁止する。	漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定により、広域型増殖場における水産動植物の保護育成を図るため、次のとおり水産動植物の採捕を禁止する。

令和3年6月25日付け新潟海区漁業調整委員会指示第7号中

ページ	行	誤	正
14	2から3	漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定により、広域型増殖場における水	漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定により、広域型増殖場における水産

	産動植物の保護育成を図るため、次のとおり水産動植物の採捕を禁止する。	動植物の保護育成を図るため、次のとおり水産動植物の採捕を禁止する。
--	------------------------------------	-----------------------------------